

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会

次 第

日時 平成21年2月4日(水)
午後1時30分～
場所 200会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 大和郡山市コミュニティバス「元気治道号」の路線変更について
・・・資料1

(2) 大和郡山市地域公共交通総合連携計画事業の実施結果について
・・・資料2

(3) 大和郡山市地域公共交通総合連携計画事業の事後評価について
・・・資料3

(4) その他

4 閉 会

計画事業実施結果

平成20年12月末現在

1. 事業名	コミュニティバス実証運行事業		
2. 収入	926,290円		
3. 支出	車両リース料	3,361,020円	
	運行委託料	14,335,760円	
	合計	17,696,780円	
4. 利用状況	元気治道号	利用者数	4,338人(23.6人/日, 7.9人/便)
		運賃収入	402,300円
4. 利用状況	元気平和号	利用者数	6,021人(32.7人/日, 10.9人/便)
		運賃収入	523,990円
5. 利用者からの意見等	平成20年6～7月にアンケート実施した結果、主に次のような意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日も運行して欲しい。 ・コミュニティバスのおかげで出かける機会が多くなった。 ・いっぱいに乗れない時がある。 		

6. コミュニティバス利用状況(平成20年4月～12月)

月	元気治道号				元気平和号			
	利用者数 (人)	運賃収入 (円)	月別平均		利用者数 (人)	運賃収入 (円)	月別平均	
			一日 (人)	一便 (人)			一日 (人)	一便 (人)
4月	505	48,410	24.0	8.0	638	54,860	30.4	10.1
5月	443	37,730	22.2	7.4	630	53,300	31.5	10.5
6月	377	36,650	18.0	6.0	566	49,500	27.0	9.0
7月	614	56,900	27.9	9.3	807	68,650	36.7	12.2
8月	490	52,100	23.3	7.8	723	62,850	34.4	11.5
9月	477	45,710	23.9	8.0	691	62,680	34.6	11.5
10月	524	49,350	23.8	7.9	735	63,100	33.4	11.1
11月	418	37,350	23.2	7.7	583	50,600	32.4	10.8
12月	490	38,100	25.8	8.6	648	58,450	34.1	11.4
計	4,338	402,300	23.6	7.9	6,021	523,990	32.7	10.9

計画事業に係る事後評価

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会である大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適正な設定、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

実施計画において、コミュニティバスの実証運行、公共交通の利用促進活動、新交通システム（デマンド型交通、スクールバス等）の導入・活用、バリアフリーによる乗継の円滑化を地域として実施する事業として位置づけている。コミュニティバスについては4月1日に治道・平和地区の2地区において1地区1台1日3便の体制で運行を開始し、4月から12月末までの間、約1万人が利用した。公共交通（路線バス及びコミュニティバス等）の利用促進活動については、コミュニティバスの時刻表を作成し広報活動を実施した。

また、新交通システム（デマンド型交通、スクールバス等）の導入・活用、バリアフリーによる乗継の円滑化については、現在、検討中である。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

実施計画において、公共交通の空白地域の解消、病院・学校へのアクセス向上等住民の生活の質的向上、行政コストの抑制、コミュニティバス等の利用者数の増加、住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上について事業評価を行うこととしているが、については路線を検討するうえでの重要項目とし、については、コミュニティバスの実証運行の利用者数の調査を行い計画のとおり、事業評価を行った。については、コミュニティバスの実証運行の実績を踏まえ21年度に調査したい。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

路線バスの実証運行について、実際に交通弱者である高齢者の利用が多いことから交通弱者をはじめとするたくさんの市民の交通手段の確保という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行については、1日平均乗車28人（定員12人）、収支率は5.2%であり、収支率向上と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題であると認識しており、問題点の検証を行ったものと考えている。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

コミュニティバスの実証運行実績から、来年度の実施も相当であると考えている。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成21年度においてコミュニティバスの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業（計画事業）による国費のほか、大和郡山市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、大和郡山市の平成21年3月議会に平成21年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

平成20年度におけるコミュニティバスの実証運行に関しては、コミュニティバスの沿線の自治会が住民に利用促進の働きかけを行う活動を継続して行っている。また、飲料自動販売機の売り上げの一部を運行費に充てる協定を結ぶため、調整しているところである。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

総合事業（計画事業）によるコミュニティバスの実証運行以外に、コミュニティバスよりも安価なジャンボタクシー等によるデマンド交通システムの導入も必要であるとの意見が出され、デマンド交通システムについての議論を踏まえ検討していきたい。（第1回法定協議会の会議録を参照）

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の設置要綱が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、公共交通のあり方に関する事項、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項、市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項、連携計画の作成及び変更の協議に関する事項、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項、連携計画に基づく事業の実施に関する事項、法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項と規定されている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員には大和郡山市の自治連合会会長をはじめ公共交通空白地域の自治連合会会長・副会長が含まれているほか、計画事業の進め方を法定協議会で審議した上で、公共交通空白地域におけるコミュニティバスの実証運行を実施するとともに、コミュニティバス実証運行開始当初にコミュニティバス車内にアンケート回収箱を設置し意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第1回法定協議会においては法定協議会の審議事項も含む設置要綱が確認され、それ以降の法定協議会においては計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されたほか、第3回法定協議会においては計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の議事の傍聴は原則可能であること、会議録はインターネットのホームページにおいて会議開催後速やかに公表し、協議会の議事が開示されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案が報告・審議され、コミュニティバスの実証運行については収支率向上が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であり、来年度も実証運行を実施することについて、関係者の合意形成が行われた一方、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。